

議案第百一号

三朝町基本財産林造成事業に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町基本財産林造成事業に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により本議会の議決を求める。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長 坂出雅乙

昭和四拾四年九月露九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

写

三朝町基本財産林造成事業に関する条例の一部を改正する条例

三朝町基本財産林造成事業に関する条例（昭和二十九年三朝町条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び共有地」の下に「（以下「土地所有者」という。）を加え、「対照」を「対象」に、「基キ」を「基ツキ」に、「（以下事業という）」を「（以下「事業」という）」に改める。

第四条第一項中「基キ」を「基ツキ」に改め、同条第三項を削る。

第五条中「当リ」を「当戻リ」に改める。

第八条中「行い」を「行ない」に、「歩合」を「割合」に、「従い」を「したがい」に改める。

第九条中「に定めるものを除く外」を「の施行に因し」に改め、同条中「水を」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。